

第1回 菊池川学識者懇談会

開催日：平成26年8月6日(水)

開催時間：13:30～16:30

開催場所：菊池川河川事務所 1階会議室

司会：菊池川河川事務所 技術副所長

次 第

1. 開会
2. 挨拶 菊池川河川事務所 所長
3. 委員紹介
4. 懇談会の目的と規約等の確認
5. 委員長の選出
6. 挨拶 菊池川学識者懇談会 委員長
7. 議事
 - 1) 現整備計画内容の点検
 - ①現計画の概要
 - ②これまでの災害等社会情勢の変化
 - ③当面の整備予定等
 - 2) 菊池川直轄河川改修事業再評価
8. 整備箇所確認（大江田地区、鍋田・西牧地区）
9. その他
10. 閉会

菊池川学識者懇談会

別紙-1

【委員】

氏名	所属等	専門分野
い だ たかのり 井田 貴志	熊本県立大学総合管理学部 教授	公共経済学
おおもと てるのり 大本 照憲	熊本大学大学院自然科学研究科 教授	河川工学
きむら りろう 木村 理郎	山鹿市 山鹿文化協会会長 全国芝居小屋会議 副会長	歴史・文化
さとう ちよし 佐藤 千芳	(有)熊本植物研究所	植物
はなたに りょうすけ 花谷 良助	(元)熊本県土地改良事業団体連合会 常務理事	水利
ば ば けいじ 馬場 敬次	熊本大学 名誉教授	漁業
ふ じ い のりゆき 藤井 法行	淡水魚研究家	魚類(淡水)
みながわ とも こ 皆川 朋子	熊本大学大学院自然科学研究科 准教授	河川環境 生態工学
もりやま としゆき 森山 聡之	福岡工業大学社会環境学部社会環境学科 教授	河川工学
わたなべ えいふみ 渡邊 榮文	熊本県立大学 名誉教授	行政学

※五十音順、敬称略

菊池川学識者懇談会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「菊池川学識者懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

（目的）

第2条 懇談会は、菊池川水系河川整備計画（以下、「整備計画」という。）策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容についての点検の実施及び、必要に応じて作成する整備計画の変更原案に関して意見を述べることを目的とする。

また、整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、九州地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

（組織等）

第3条 懇談会は、九州地方整備局長が設置する。

- 2 懇談会の委員は、学識経験を有する者のうちから、九州地方整備局長が委嘱する。
- 3 懇談会の委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。
- 4 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。

（懇談会の成立）

第4条 懇談会は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

（委員長）

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。
- 3 委員長が都合により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

（公開）

第6条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

（事務局）

第7条 事務局は、国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所に置く。

（規約の改正）

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

（その他）

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

（附則）

この規約は、平成 年 月 日より施行する。

「菊池川学識者懇談会」に関する公開方法（案）について

1. 会議の公開

- (1) 会議、会議資料、議事概要及び委員名簿は、原則公開するものとする。ただし、特段の理由があるときには、会議、会議資料、議事概要及び委員名簿を非公開とすることができる。
- (2) 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、会議、会議資料、議事概要及び委員名簿の全部又は一部を非公開とすることができる。

2. 会議の運営

事務局は、学識者懇談会の秩序を維持するため、次に掲げる者を退場させることができる。

- (1) 学識者懇談会の秩序を乱した者
- (2) 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者

3. 議事概要

「菊池川学識者懇談会」の議事について、事務局が発議者の氏名を伏せたうえで議事概要を作成するものとする。

4. 公開の方法

会議資料及び議事概要等は、国土交通省菊池川河川事務所ホームページでの掲載等によるものとする。